

マイナ保険証を基本とする 仕組みについて



全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ



広報部鳥 けんぱん
©2018 協会けんぽ大阪支部

今後のスケジュール

令和7年7月～10月

- ・健康保険証（以下、「保険証」という。）をお持ちの方（令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた方）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない方に対して「資格確認書」を交付

令和7年12月1日

- ・保険証の利用期間（経過措置）終了

マイナ保険証について

今から使おうマイナ保険証 どんなメリットがあるの？

★マイナ保険証＝マイナンバーカードに保険証の利用の登録をしたもの。

★オンライン資格確認＝マイナ保険証から即時に資格確認などを行うことができるシステムのこと

メリット
1

医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。
(本人が同意した場合のみ)



医師の声

Q

マイナ保険証によるオンライン資格確認★を導入して、どのようなメリットを感じていますか？



A

多くの情報をもとに、より正確な診断、適切な治療(処方)が可能となります

他院で鎮痛剤を処方されている患者さんに当院でも同種の薬剤を処方してしまったら、健康被害につながっていったかもしれません。事前に薬剤・診療情報を閲覧していたため、重複処方を避けることができました。

メリット 2

手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

※被保険者が住民税非課税の場合は、手続きが必要です。

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。協会けんぽへの手続きも不要です。



患者の声



マイナ保険証によるオンライン資格確認を導入して、どのようなメリットを感じていますか？



A 申請しなくても窓口での支払いが減額されました

急に入院することになり、健保組合に限度額適用認定証を申請しようとしたら、1週間かかると言われました。マイナ保険証を利用すると、認定証がなくても窓口負担が減額され、助かりました。

メリット 3

医療従事者の業務負担軽減や保険証の不正使用の防止に!!



マイナ保険証によって迅速な本人確認を行うことで、受付事務の自動化など医療機関等の業務の効率化を図ることができたり、オンラインで健康保険における資格情報を把握し、なりすましや不正利用を防止することができます。

また、協会けんぽにおいても、資格喪失後受診などの不正利用が無くなり、業務の効率化や医療費の適正化を図ることができます。

2024年12月2日以降の受診方法

受診方法	年	2024年				2025年												2026年									
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	…
保険証																											
マイナ保険証																											
医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合																											
資格情報のお知らせ +マイナ保険証																											
資格確認書																											

詳しい受診方法はこちらの動画をご覧ください。▶



従業員の方が退職された際の 保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の返却について

保険証	2025年12月1日までの退職の場合、 資格喪失届に保険証を添付して返却してください。 2025年12月2日以降の退職の場合、保険証の返却は不要です。
資格情報のお知らせ	返却は不要です。
資格確認書	有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して返却してください。 有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

新しく追加された申請書について

健康保険資格情報のお知らせ 交付申請書

「資格情報のお知らせ」を紛失または棄損したとき、あるいは氏名等が変更となり、変更後の「資格情報のお知らせ」の交付を希望するときにご利用ください。

被保険者の方から協会けんぽへ直接申請書をご提出ください。協会けんぽで「資格情報のお知らせ」を作成後に**被保険者の住所へ送付**します。

This is a scanned image of the 'Health Insurance Qualification Information Notice Submission Application' form. It contains fields for personal information like name, address, and identification numbers, as well as sections for beneficiaries and application details. At the bottom, there's a section for social insurance card information and a signature area.

健康保険資格確認書交付申請書

マイナ保険証を保有しておらず早急に「資格確認書」が必要なとき、マイナ保険証の利用登録解除やマイナンバーカードの返納を行い早急に「資格確認書」が必要なときおよび「資格確認書」を紛失または棄損したときにご利用ください。

事業所様を通じて協会けんぽへ申請書をご提出ください。協会けんぽで「資格確認書」を作成後に**事業所様へ送付**します。

This is a scanned image of the 'Health Insurance Qualification Confirmation Document Submission Application' form. It has similar fields to the previous form but includes additional sections for employment status and specific instructions for business applications. It also features a large area for stamping or official signatures at the bottom.

4

資格情報のお知らせについて

- ・資格取得または扶養認定時等に、被保険者および被扶養者の方へ、加入する健康保険の資格情報をお知らせするものです。
- ・各種給付金の申請等に必要な記号・番号等の情報をご確認いただけます。
- ・医療機関等でマイナ保険証の読み取りができない場合でも、「資格情報のお知らせ」と「マイナ保険証」を併せて提示いただくことで保険診療を受けられます。

※資格情報のお知らせのみでの受診はできません

交付について

- ・交付は**加入時と記号番号に変更があった場合（事業所所在地が県を越えて変更となる場合）**に限られます。氏名変更があっても自動で交付されないため、氏名変更後の「資格情報のお知らせ」が必要な場合は交付申請書をご提出ください。

取り扱いについて

- ・資格喪失時には、返却の必要はありません。**お手元で破棄してください。**

資格情報のお知らせ

記号	12345678	番号	1234567	枝番	01
	サウ シウ				
氏名	佐藤 太郎				
生年月日	平成元年 10 月 1 日				
資格取得年月日	令和 2 年 1 月 1 日				
保険者番号	12345678				
保険者名称	全国健康保険協会〇〇支部				

5

資格確認書について

- ・マイナ保険証（保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）によるオンライン資格確認を受けることができない被保険者および被扶養者の方に対し交付するものです。
- ・「資格確認書」を医療機関等の窓口に提示することで、保険診療を受けることができます。

健康保険証との違い

- ・**有効期限があること、事業所名称の記載がない**ことが相違点となります。
- ・**有効期間は最大5年**です。毎年11月末日までの一年単位の発行期間を設定し、交付年月日から4年経過後に初めて到来する11月30日が有効期限となります。（75歳の誕生日をそれまでに迎える方は誕生日の前日まで）

取り扱いについて

- ・**資格喪失時には、有効期限が過ぎていない場合は返却をお願いします。**資格喪失届に添付ができない場合は「健康保険資格確認書回収不能届」を添付してください。**有効期限が過ぎている場合はお手元で破棄していただいても構いません。**



資格確認書の交付について

- ・資格取得届や被扶養者異動届の資格確認書発行要否欄に□チェックをされた方に発行します。
- ・チェックされていない方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格取得から30~50日後に発行します。
- ・すでに「資格確認書」を発行している方の中で、券面情報に変更があった方にも新たに発行されます（氏名や事業所の県外転出により記号番号の変更が有った場合）。

裏面には、資格取得届のチェックボックスによる資格確認書発行要否の説明が記載されています。

表面

様式コード 2 2 0 0		健康保険 厚生年金保險 厚生年金保險		
被保険者資格取得届 70歳以上被用者該當届				
令和 年 月 日提出				
提出者 記入欄	事業所 登録番号	事業所 所在地	事業所 名 称	事業主 氏 名
	電話番号			
	被保険者 登録番号			
	被保 険者 登 記 事 項 1	被保 険者 登 記 事 項 2	被保 険者 登 記 事 項 3	被保 険者 登 記 事 項 4
	被保 険者 登 記 事 項 5			

裏面

裏面

※以下に該当する場合に限ります。

②資格確認書発行要否 資格確認書の発行が必要な場合(※)は「□発行が必要」にチェックを入れてください。

・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

ア、就業規則・退職証令のコピー等送致日が確認できる書類、および継続して両用開かれたことが確認できる屋内契約書のコピー
イ、上記「ア」の書類が添付できない場合、事業主の認印書（送致日）、両用開が印刷されているもの）等

□発行が必要

【保険証をお持ちの方への交付について】

- ・マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない方については、令和7年7月から10月に「資格確認書」を被保険者住所へ送付予定としています。
- ・対象となるのは、マイナ保険証を保有していない方、協会けんぽで個人番号未登録の方、マイナンバーカードを返納した方、マイナンバーカードの電子証明書認証切れの方などです。

様式が変更された申請書について

性別・通称名の登録に関する 申出書

性同一性障害を有する方の性別・氏名表記について、オンライン資格確認等システムへ登録するための申出書です。性別対応のみ、通称名登録も必要な場合で添付書類が異なりますのでご注意ください。

資格確認書交付申請書が併せて提出された場合、性別・氏名等の記載を変更した資格確認書を交付します。

権限性2

性別・通称名の登録に関する申出書

令和 年 月 日 提出

次の記載する内容にチェックをしてください。

チェックイン資格確認書の登録情報を変更されている性別について、戸籍上の性別の登録に関するこことを申し出しています。

チェックイン資格確認書の登録情報を変更されている氏名について、性別等の登録に関するこことを申し出しています。

姓	名	性別	性別
戸籍上の氏名			
姓	名	性別	性別
通称	(フリガナ)	(フリガナ)	
性別欄に記入してください。			

(注記事項)
1.性別を記入希望される方は、以下の2種類の■印を添付してください。
(1) 国税の診断書等の性別一括選択を希望する方。
(2) 通称名が社会生活上日常的に用いられていることを希望する方。

2.本申出書は保健医療の取扱う薬局等を経由せず直接入念している全国医療保険組合の支局に提出すること可能です。

3.年間申出書(マイナンバー)は、診療券等が不備の場合のみご記入ください。なお、年間申出書(マイナンバー)を記入した場合は、以下の別途申出書が必要です。(注3)は、本人確認料金(注2)に、(注3)の両方を料金より、年間申出書に添付してください。

4.郵便局等で手渡しの場合は、(注2)と(注3)、薬局内料金のコピー、バーコードのコピー、その他公表が発行する沿革付きの印刷物。

5.各機関等に提出される場合は、(注2)と(注3)、年間申出書等が記載された往來往來を記載する書類(年間申出書類)の提出。

6.年間申出書(マイナンバー)と年間申出書類(注3)は、年間申出書等が記載された往來往來を記載する書類(年間申出書類)の提出。

7.年間申出書(マイナンバー)と年間申出書類(注3)は、年間申出書等が記載された往來往來を記載する書類(年間申出書類)の提出。

8.年間申出書(マイナンバー)と年間申出書類(注3)は、年間申出書等が記載された往來往來を記載する書類(年間申出書類)の提出。

9.年間申出書(マイナンバー)と年間申出書類(注3)は、年間申出書等が記載された往來往來を記載する書類(年間申出書類)の提出。

10.年間申出書(マイナンバー)と年間申出書類(注3)は、年間申出書等が記載された往來往來を記載する書類(年間申出書類)の提出。

11.年間申出書(マイナンバー)と年間申出書類(注3)は、年間申出書等が記載された往來往來を記載する書類(年間申出書類)の提出。

12.年間申出書(マイナンバー)と年間申出書類(注3)は、年間申出書等が記載された往來往來を記載する書類(年間申出書類)の提出。

添付書類

1. 性別対応

- 資格確認書交付申請書
(交付を希望する場合のみ)

2. 通称名登録等

- 性同一性障害を有することを確認できる書類（医師の診断書等）
- 通称名が社会生活上日常的に用いられていることを確認できる書類
(勤務先や学校等の発行する身分証明書、通称名で受領している郵便物等)
- 資格確認書交付申請書
(交付を希望する場合のみ)

資格確認書氏名欄の旧姓併記 に関する申出書

本申出書は、資格確認書の氏名欄に旧姓の併記を希望する場合にご提出ください。この申出書で旧姓が併記されるのは、申出者の資格確認書のみです。また、オンライン資格確認等システムには旧姓の登録はされません。

資格確認書交付申請書は必ずご提出ください。なお、限度額認定証等の旧姓併記を希望する場合は、各申請書と併せてお送りください。

権限性2

資格確認書氏名欄の旧姓併記に関する申出書

令和 年 月 日 提出

私は、資格確認書の氏名欄に旧姓を併記することを希望いたします。

姓	名
性別	
戸籍上の氏名	
姓	名
性別	性別
(フリガナ)	
性別欄に記入してください。	

(注記事項)
1.本申出書は、提出者が記載の書類を併せて提出してください。
2.本申出書は、次の書類を併せて提出してください。(ヨリ不可)を添えてください。
(1) 田舎を除く住民登録簿
(2) 田舎と新規姓が異なる戸籍簿(抄)の本
(3) その他、田舎と戸籍簿が記載する公的印鑑
3.本申出書は、被保険者が勤務する事業所を経由して(注1)提出してください。
4.田舎と新規姓の氏名欄は既に既に記載して(注2)。
5.被保険者の氏名欄が、カタカナ表記でもらうる(漢字かな表記がない)場合は、併記する必須ものになります。
6.漢字使用登録、既定使用登録、限度額認定証、特定永年健養老保険の旧姓記入を希望する場合は、各書類に併せてください。
○旧姓を併記した資格確認書交付はご質問いただけない場合
1.この申出書に記載された場合は、既に併記された場合は、申出者の資格確認書のみです。
その後で、ご家の資格確認書や各種通知書等は記載の申出者の氏名(カタカナ表記)によっては、戸籍上の氏名で表示されます。
2.この申出書が提出されて併記された場合は、資格確認書の氏名と併記が変更となる場合は、新姓所持者で提出する新規登録書類により新規の氏名を表記する資格確認書を提出します。
この場合は、再び、被保険者の新規登録書類を提出する必要があります。
3.既往お持ちの被保険者登録、資格確認書交付は併記した資格確認書の交付を受けた際に記載してください。

添付書類

- 旧姓を併記した住民票の写し、戸籍謄(抄)本等の旧姓と戸籍性が確認できる書類のいずれか一点
- 資格確認書交付申請書

保険証以外の証の取り扱いについて

限度額適用
認定証

限度額適用・
標準負担額
減額認定証

特定疾病療養
受療証

高齢受給者証

対象となる証（4つの証）

- ・保険証以外の4つの証について、原則として証の確認は不要となります。オンライン資格確認未導入の医療機関等を考慮した措置が必要な状況であるため、加入者の申請に基づく4つの証の発行業務を令和6年12月以降も継続して実施しています。
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証および特定疾病療養受療証については、申請が必要です。
(申請処理後にオンライン資格確認が可能となります)

マイナ保険証で
オンライン
資格確認可能

- ・限度額適用認定証
- ・限度額適用・標準負担額
減額認定証
- ・特定疾病療養受療証
- ・高齢受給者証（負担割合）

資格確認書で
オンライン
資格確認可能

- ・限度額適用認定証
- ・限度額適用・標準負担額
減額認定証
- ・高齢受給者証（負担割合）

よくあるお問い合わせ（FAQ）

NO.	分類	質問	回答
1	マイナ保険証	マイナンバーカードの保険証利用登録ができているか確認する方法はありますか。	マイナポータルの「マイナンバーカードの保険証利用」→「申込状況を確認」→「保険証としての登録状況」で確認ができます。 登録が完了した場合は、「保険証としての登録状況」に「登録完了」と表示されます。
2	マイナ保険証	既にマイナンバーカードでの保険証等利用登録は完了していますが、就職や転職、退職した場合は、個人で手続きは必要ですか。	マイナンバーカードの保険証等利用登録が完了している場合は、就職や転職、退職に伴う再度の登録は必要ありません。 お勤め先から出される健康保険加入の届け出や、退職後にご自身で手続きする健康保険の任意継続の加入の届け出について、協会けんぽなどの医療保険者の処理が完了すれば資格情報が順次反映されます。
3	マイナ保険証	マイナ保険証を紛失した場合は、再発行までの医療機関等の受診はどのようにすればよいですか。	保険証をお持ちの場合は、令和7年12月1日までは保険証を使用できます。 なお、マイナ保険証の紛失に関しては最寄りの警察か交番に届け出をしていただくとともに、24時間365日マイナンバーカードの一時機能停止を受け付ける「マイナンバー総合フリーダイヤル」にご連絡ください。その後、市区町村に届け出て再交付の手続きをしてください。
4	マイナ保険証	マイナ保険証は、一度利用申込をすると取消はできないのですか。	「マイナンバーカードの保険証利用登録の解除申請書兼資格確認書交付申請」をご提出いただくことにより、解除できます。 なお、申請書を提出してから利用登録が解除されるまで、2か月以上かかります。
5	マイナ保険証	マイナ保険証の利用登録解除申請をすれば、資格確認書は自動で発行されますか。	はい、発行されます。被保険者様のお勤めの事業所様宛に送付いたします。

NO.	分類	質問	回答
6	保険証	保険証利用の経過措置が終了したら、在職中の従業員の保険証は返却が必要ですか。	経過措置の終了後（令和7年12月2日以降）については、ご自身で保険証を破棄いただくことが可能です。
7	資格情報のお知らせ	資格情報のお知らせを事業所から従業員へ配布しなければならないのはなぜですか。協会けんぽから配布してもらえませんか。	新規取得等の手続きを行った後発行される資格情報のお知らせは、一括して事業所宛に送付しております。これは法令等において、健康保険の資格が出来たことを協会けんぽが事業主に、事業主が被保険者に通知することになっており、これまでには保険証をお渡しいただくことで通知していたものを資格情報のお知らせに代えさせていただくものです。ご理解とご協力をお願いいたします。
8	資格情報のお知らせ	資格情報のお知らせを紛失した場合は再発行しないといけないでしょうか。	マイナ保険証が使用できる場合は必ずしも再発行の必要はありませんが、オンライン資格確認が未導入の医療機関等を受診する場合など、マイナ保険証のみでは資格の確認ができない場合に必要となります。（マイナポータルで表示したご自身の記録を提示することで代えられます）
9	資格情報のお知らせ	事業所の名称や所在地が変更となった場合、資格情報のお知らせは自動で交付されますか。	資格情報のお知らせは、被保険者記号が変更になる場合のみ交付されます。 【名称変更の場合】 被保険者記号が変わらないため、交付されません。 【所在地変更の場合】 都道府県をまたぐ変更の場合は、被保険者記号が変わるため自動で交付されます。

NO.	分類	質問	回答
10	資格情報のお知らせ	扶養家族を追加しましたが、資格情報のお知らせは交付されますか。	はい、交付されます。被保険者様のお勤めの事業所様宛に送付いたします。
11	資格確認書	日本年金機構に提出した資格取得届等に、資格確認書の発行について☑をし忘れました。資格確認書の交付申請が必要でしょうか。	マイナンバーの記載がなく中間サーバーに登録ができない方および資格取得届にマイナンバーを記載している方でマイナ保険証未登録やマイナバーカードの電子認証切れ等が確認された方等については、☑の記入がない場合も資格確認書を交付いたします。 ただし発行までに最大40日程度の時間を要するため、早めの交付をご希望の場合は「健康保険資格確認書交付申請書」をご提出ください。
12	資格確認書	資格確認書の有効期間について詳しく教えてください。	資格確認書の有効期間は1年単位で設定されています。 例えば令和6年12月2日から令和7年11月30日までに発行した資格確認書の有効期間については、一律令和11年11月30日までとなります。 以降、交付年月日から4年経過後に初めて到来する11月30日までとなります。
13	資格確認書	加入者の氏名や住所が変更となった場合、資格確認書は自動で交付されますか。	すでに資格確認書を発行している方について、券面情報が変更となる場合に資格確認書を事業所様を通じてお送りします。 そのため、氏名変更がされた場合は交付しますが、住所変更のみの場合には交付されません。 なお、マイナンバー連携による氏名変更には1~2か月を要します。資格確認書の交付を急がれる場合は、日本年金機構へ氏名変更のお届けをお願いします。

NO.	分類	質問	回答
14	資格確認書	被扶養者の氏名変更等を行う際に、「健康保険 被扶養者（異動）届」の資格確認書発行要否に□を入れましたが、資格確認書は交付されますか。	いいえ、交付されません。 被扶養者様の氏名変更等を行った際に、変更後の氏名等での資格確認書の交付が必要な場合は、氏名変更等の手続きを行ったうえで、「健康保険資格確認書交付申請書」を協会けんぽへご提出ください。
15	その他	被扶養者の氏名等が変更となった場合、変更後の情報はマイナンバーにより自動で連携されますか。	被扶養者様の氏名変更等の情報は自動で連携されません。被扶養者様の登録情報の変更につきましては、日本年金機構へお申し出ください。

マイナ保険証に関する問い合わせ先など

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付時間 平日9：30～20：00 土日祝 9：30～17：30
(※紛失盗難などによる一時利用停止は24時間365日受付)

受付内容

「マイナンバーカード」や「個人番号通知書」「証明書交付サービス」に関するお問い合わせや、「マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難」に関するご連絡など

マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせはこちらへお願いします。

外国語対応…下記電話番号で対応

紛失・盗難による一時利用停止 0120-0178-27

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語

受付時間 全日8：30～20：00 (一時利用停止に関しては24時間)

タイ語・ネパール語・インドネシア語・ベトナム語・タガログ語

受付時間 全日9：00～18：00

マイナンバー制度マイナポータルに関すること 0120-0178-26

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・
タイ語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語

受付時間 平日9：30～20：00 土日祝9：30～17：30 (年末年始除く)

マイナンバー専用ダイヤル（協会けんぽ）

0570-015-369

受付時間 平日8：30～17：15 (土日祝、年末年始を除く)
令和8年2月27日（金）までの設置予定

受付内容

「マイナ保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせなど

外国語対応…加入者・オペレーター・通訳者の三者間通話

<対応言語>

英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・
ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・

フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・
モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語